

電気通信大学オープンラボの有効活用に関する細則

制定 平成17年4月1日

最終改正 令和5年11月8日細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学における研究施設の有効活用に関する規程第7条の規定に基づき、オープンラボの有効活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 オープンラボの使用を希望する教育研究チーム等の代表者は、別紙の使用申請書を学術国際部研究推進課に提出する。

(教育研究チーム等の決定等)

第3条 規程第3条に規定する教育研究チーム等の決定は、学際的・先端的な学術研究、教育水準の向上を図るための教育研究の推進等により、教育研究の発展が期待されるものについて行う。

2 使用期間中に教育研究チーム等の研究目的が達成された場合、その他の事情によりオープンラボの使用を中止する場合は、速やかにその旨を研究活性化推進会議へ届け出るものとする。

(使用料)

第4条 規程第5条の別に定める額（以下「使用料」という。）は、研究活性化推進会議が定めることとする。

2 使用料は、オープンラボの光熱水料、運営に係る経費及び大学全体の教育研究の活性化のために使用するものとする。

3 使用料の具体的用途については、学長が決定し、使用状況については、毎年度役員会及び教育研究評議会において報告を行うものとする。

4 使用料は、年額で徴収するものとする。ただし、当該年度における使用期間が12か月に満たない場合は、月割りとし、使用期間が開始する日及び使用期間が満了する日の属する月は1か月分を徴収するものとする。

(報告)

第5条 当該教育研究チーム等は、毎年度末に活動状況を報告するものとする。

(遵守事項)

第6条 教育研究チーム等は、オープンラボの使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 教育研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、事前に総務部施設課に協議すること。

(3) 使用を中止または使用期間が満了したときは、オープンラボを原状に復し、速やかに明け渡すこと。ただし、申し出により、使用期間満了後、明け渡しまでに必要とする期間を猶予することができる。

(使用許可の取消等)

第7条 研究活性化推進会議は、教育研究チーム等がこの取扱いに定める事項及び使用許可条件に違反した場合には、使用許可の取消しまたは使用を停止させることができる。

2 研究活性化推進会議は、前項のほか、特別の理由が生じた場合及びオープンラボの運営上特に必要な場合は、使用許可の取消し、または使用許可条件を変更することができる。

(問題が生じた場合の取扱い)

第8条 この取扱いに定めるもののほか、オープンラボの運営また教育研究チーム等が使用する上で問題が生じた場合の処理については、研究活性化推進会議があたるものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 電気通信大学オープンラボの有効活用に関する取扱いについて（平成17年4月1日施行）は廃止する。

附 則（平成23年2月15日細則第30号）

この細則は、平成23年2月15日から施行する。

附 則（平成24年5月22日細則第14号）

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則（平成26年2月26日細則第15号）

この細則は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日細則第33号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日細則第26号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月8日細則第6号）

1 この細則は、令和5年11月8日から施行する。

2 この細則の施行日以降も、令和6年3月31日までの使用料については、なお従前の例による。